

各 位

[和歌山労働局長登録教習機関]  
建設業労働災害防止協会和歌山県支部  
和歌山市湊通丁北1丁目1-8  
TEL. 073-436-1327

労働局登録番号424-2（有効期限R11.3.30）  
建築物等の鉄骨組立て等作業主任者技能講習について

労働安全衛生法第14条の規定により、鉄骨による建築物の骨組み又は、塔にあって金属製部材の組立て・解体・変更(高さ5m以上)の作業については、作業主任者の資格を有する者を配置するよう義務付けられています。（橋梁の上部構造で金属部材で構成されるものの架設・解体又は変更の作業は、『鋼橋架設等作業主任者』の資格が必要です。）

つきましては、当支部において下記のとおり講習会を開催いたしますので、資格取得を希望される方は受講されますようお知らせいたします。

記

1. 受講対象者 18歳以上の方で、建築物等の鉄骨組立て等の作業に3年以上の経験を有する者。又は、大学・高専・高校の土木、建築学科を卒業して2年以上の経験を有する者。
2. 講習日時 令和 6年 5月14日（火）～15日（水） 午前9時～
3. 講習場所 和歌山県建設会館 3F会議室  
和歌山市湊通丁北1丁目1-8 （TEL.073-436-1327）  
※駐車場が狭いので、なるべく交通機関をご利用ください。
4. 受講料金 ¥12,914-（税込、受講料11,000円・テキスト代1,914円）  
※欠席された場合、受講料金は返金できません。但し講習日の3営業日前までに連絡があった場合は、返金にも対応いたします。
5. 受講申込 申込書に写真1枚（縦36～40mm×横24～30mm裏面に氏名記入）を添付し受講料を添えて下記にお申込みください。  
※経験年数の証明印は必ず事業主印（丸印）の押印をお願いします。  
※口座振込みをご希望の場合は当支部まで連絡ください。  
（受付場所）建設業労働災害防止協会和歌山県支部  
〒640-8262 和歌山市湊通丁北1丁目1-8  
（予約開始）令和 6年 4月15日（月）9:00～
6. 講習科目の 一部免除 とび1級又は、2級の技能検定合格者、とび指導員免許を持っている方、及び、鋼橋架設・コンクリート橋架設の講習修了者は、講習科目の一部免除がありますので資格証のコピーを添付して下さい。
7. 定員 42名 （定員になり次第締め切ります。）

※ 詳しいことは、建設業労働災害防止協会和歌山県支部(TEL. 073-436-1327)までお尋ね下さい。